

新型コロナウイルス感染症に関する特例措置について（令和5年5月8日以降）

令和5年5月8日から新型コロナウイルスが2類相当から5類に移行しました。

移行後の特例措置と給管帳のマスタについてご案内いたします。

※実績の集計や訪問看護療養費明細書の作成は後日行うメンテナンス後に提供予定です。

資料

厚生労働省 新型コロナウイルス感染症に関する特例措置について（令和5年5月8日以降）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000188411_00048.html

※関係通知「1 点数関係」PDF 23～24 ページの別添4 訪問看護療養費関係をご確認ください。

2. 関係通知等の1 点数関係 PDF 別添4 の内容と給管帳クラウドのマスタをご案内します。

【訪問看護療養費に関する特例】

①新型コロナウイルス感染症の利用者又は新型コロナウイルス感染症が疑われる利用者に対する訪問看護を実施する場合について、当該利用者の状況を主治医に報告し、主治医から感染予防の必要性についての指示を受けた上で、必要な感染予防策を講じて当該利用者の看護を行った場合、特別管理加算（2,500 円）を月1 回に限り算定できる。なお、既に特別管理加算を算定している利用者については、当該加算を別途月に1 回算定できる。

その場合、訪問看護記録書に、主治医の指示内容及び実施した感染予防策について記録を残すこと。また、訪問看護療養費明細書の「心身の状態」欄に、新型コロナウイルス感染症の対応である旨を記載すること。

特別管理加算を、新型コロナウイルス感染症の利用者に対してのみ算定する訪問看護ステーションについては、訪問看護療養費に係る訪問看護ステーションの基準等（平成18 年厚生労働省告示第103 号）第一の六の（5）に規定する基準を満たしているとみなすとともに、届出は不要である。

①の給管帳クラウドのマスタ

「9004 コロナ：特別管理（2,500 円）」

② 新型コロナウイルス感染症の利用者に対して、主治医の指示に基づき訪問看護ステーションが緊急に訪問看護を実施した場合、診療所又は在宅療養支援病院の保険医以外の主治医からの指示に基づく場合であっても緊急訪問看護加算（2,650 円）が算定できる。

編集欄

サービスの追加 2000 加算:緊急訪問看護 追加 ☒ まとめて反映

選択No

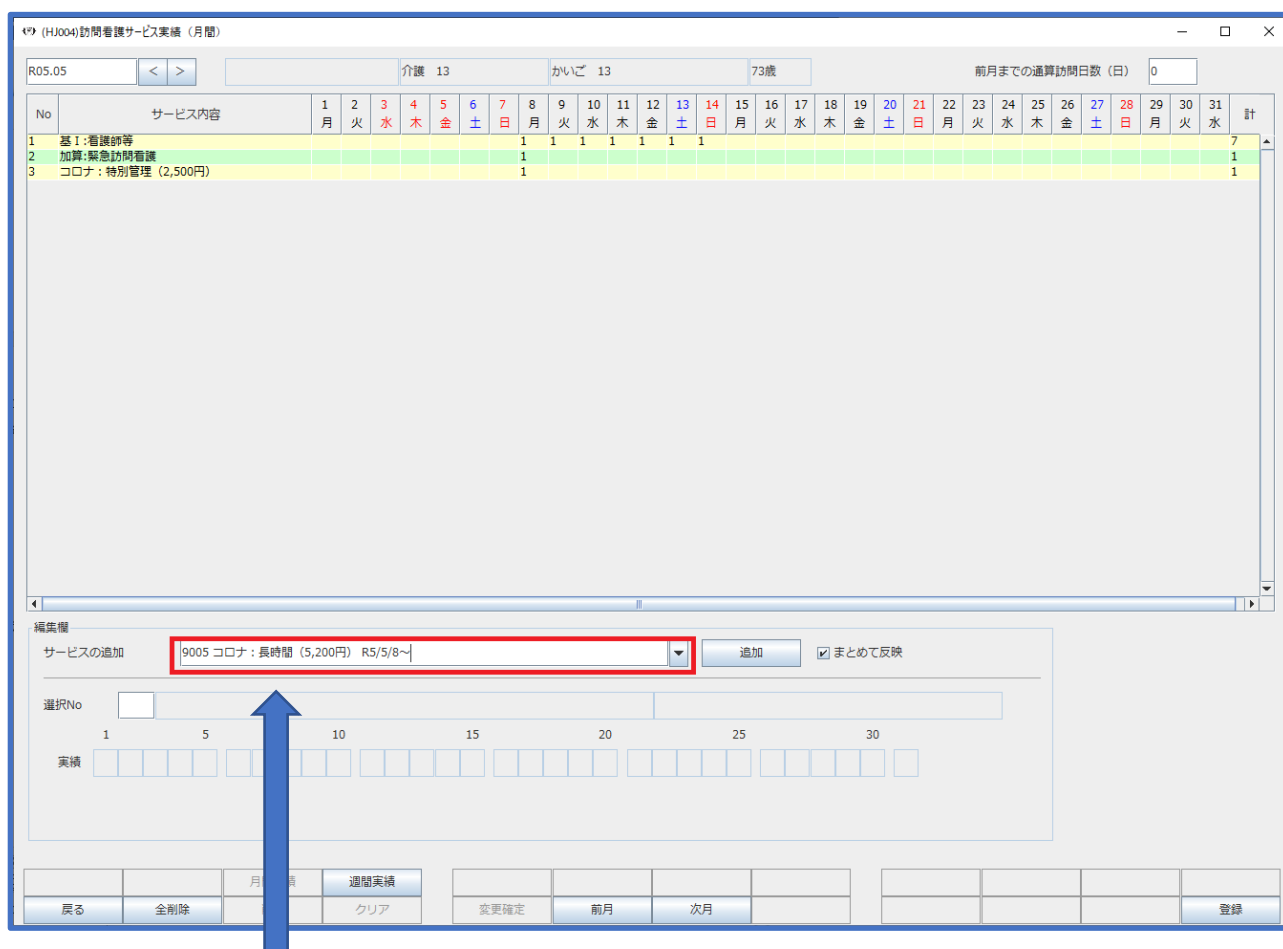
	1	5	10	15	20	25	30
実績							

戻る 全削除 削除 クリア 変更確定 前月 次月 登録

②給管帳クラウドのマスタ （通常の緊急訪問看護加算と同じです）

「2000 加算:緊急訪問看護」

③ 新型コロナウイルス感染症の利用者に対して、主治医の指示に基づき訪問看護ステーションが緊急に訪問看護を実施した場合、長時間訪問看護加算（5,200 円）又は長時間精神科訪問看護加算（5,200 円）を訪問看護を行った時間を問わず 1 日につき 1 回算定できる。



編集欄

サービスの追加 9005 コロナ:長時間 (5,200円) R5/5/8~ 追加 ☒ まとめて反映

選択No

実績

1	5	10	15	20	25	30

戻る 全削除 月 週間実績 変更確定 前月 次月 登録

③給管帳クラウドのマスタ

「9005 コロナ:長時間 (5,200 円) R5/5/8~」

精神科

「9006 コロナ:長時間 (精) (5,200 円) R5/5/8~」

④ 新型コロナウイルス感染症の利用者に対して、主治医の指示に基づいて作成した訪問看護計画に定めた訪問看護を実施した場合、長時間訪問看護加算又は長時間精神科訪問看護加算の 100 分の 50 に相当する点数（2,600 円）を、訪問看護を行った時間を問わず 1 日につき 1 回算定できる。

④給管帳クラウドのマスタ

「9007 コロナ:長時間（2,600 円）R5/5/8～」

精神科

「9008 コロナ:長時間（精）（2,600 円）R5/5/8～」

2. 電話や情報通信機器を用いた訪問看護に係る特例

主治医から交付を受けた訪問看護指示書及び訪問看護計画に基づき、訪問を予定していた訪問看護ステーションの利用者について、新型コロナウイルス感染症への感染を懸念する等の理由により当該訪問看護ステーションの利用者等からの要望等があり、訪問看護が実施できなかった場合であって、当該利用者に対して訪問看護の代わりに電話等による対応を行う旨について主治医に連絡し、指示を受けた上で、利用者又はその家族等に十分に説明し同意を得て、看護職員が電話等で病状確認や療養指導等を行った場合について、訪問看護管理療養費（3,000 円）のみを算定可能とする。ただし、当該月に訪問看護を1日以上提供していること。

なお、訪問看護記録書に、主治医の指示内容、利用者等の同意取得及び電話等による対応の内容について記録を残すこと。訪問看護療養費明細書には、「心身の状態」欄に新型コロナウイルス感染症の対応である旨記載すること。

本特例については、令和5年7月31日をもって終了する。

(HJ004)訪問看護サービス実績（月間）

R05.05

介護 13

かいご 13

73歳

前月までの通算訪問日数（日） 0

No	サービス内容	1月	2火	3水	4木	5金	6土	7日	8月	9火	10水	11木	12金	13土	14日	15月	16火	17水	18木	19金	20土	21日	22月	23火	24水	25木	26金	27土	28日	29月	30火	31水	計
1	基1:看護等							1	1	1	1	1	1	1																		7	
2	加算:緊急訪問看護							1																								1	
3	コロナ:特別管理 (2,500円)							1																								1	
4	コロナ:長時間 (5,200円) R5/5/8~							1																								1	
5	コロナ:長時間 (2,600円) R5/5/8~	1																														1	

編集欄

サービスの追加 9000 コロナ特例:電話等

追加

☒ まとめて反映

選択No

1 5 10 15 20 25 30

実績

戻る

全削除

削除

クリア

変更確定

前月

次月

登録

2. 給管帳クラウドのマスタ

「9000 コロナ特例：電話等」